

市民参加実施予定シート

予 定
令和4年10月1日時点

担当課(道路管理課)

1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	流山市の交通安全施策の基本計画の策定	市が考える 市民等への影響	メリット 交通事故対策を行うことにより、市民が安全に安心して外出できる交通社会の形成を図ることができる。 デメリット 特になし。
正式名称	第11次流山市交通安全計画		
概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)の定めるところにより、国の交通安全計画及び千葉県交通安全計画に基づき、交通事故のない、安全で安心して暮らせる流山市を築くため、適切かつ効果的な方策について総合的に検討し、人命尊重の理念に基づき策定するものである。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1)軽易なもの
(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2)緊急に行わなければならないもの
(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
複数実施	審議会等	令和3年6月～令和4年3月までに4回実施	13名中5名が公募市民等	流山市交通安全対策会議
	パブリックコメント手続	令和4年2月14日～令和4年3月18日まで	全市民等	
				・審議会:専門的な見地及び一般市民の意見を基に、調査や審議、意見を聴取することで、多種多様な交通社会における安全の形成を図ることができるため。 ・パブリックコメント:時間や場所等に拘束されず、意見表明ができ、幅広い市民から意見聴取が可能であるため。

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

令和2年度		令和3年度											令和4年度			
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月	
				交通安全対策会議(4回実施予定)												
													パブリックコメント			

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由